

江並中学校いじめ防止基本方針

令和元年5月1日一部改訂

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第1章第2条）

(2) 基本的な考え方

いじめは全ての生徒に関係する問題であり、いじめを受けた生徒の心身に深い影響を及ぼす許されない行為である。全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、教育活動全体を通じて、いじめの防止に努める。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学級にも起こりうる問題であり、誰もが被害者にも加害者にもなり得るという認識をもつ。
- ② けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、児童生徒の感じる被害性に着目し、背景にある事情の調査に努める。
- ③ 「いじめは人間として絶対に許されない」ことの認識を深め、いじめを許さない人間尊重の気風みなぎる学校づくりを推進する。
- ④ 教職員が連携して生徒との信頼関係を構築し、規律ある集団づくりや授業づくりに努める。
- ⑤ 「いじめは、見ようと思って見ないと見付けにくい」という認識でいじめの早期発見に努め、事実を明らかにし、毅然とした対応と粘り強い指導、継続的な見届けを行う。
- ⑥ 家庭や地域、関係機関との連携に努め、必要に応じて専門家の協力を求める。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 魅力ある授業・学級・学校づくり

- ① 主体的に活動し、認められる中で、「分かった、できた」という達成感を味わえる授業づくりに努める。
- ② 仲間のよさを認め合い、望ましい人間関係の形成を図るための学級経営を充実する。
- ③ 学級・学校に居場所があるということが感じられ、心の成長を支える教育相談に努める。
- ④ いじめアンケートの調査後の事実から、迅速に実態を調査し、その後の経過を観察し、よりよい人間関係作りに努める。

(2) 生命や人権を大切にす指導（豊かな心の育成）

- ① 道徳で、「生命尊重（命の尊さ、生きていることのありがたさに気付き、自他の生命を尊重する態度を育成する）」を全学年で重点項目として指導する。
- ② 江並中学校人権宣言を基に、発達段階に応じた様々な生徒会活動を通して、仲間を思いやり、互いを尊重する心の育成を図る。
- ③ ボランティア活動、職場体験、宿泊研修を通して、豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力を養う。

(3) 全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

- ① 全教育活動を通して、生徒のよさを認め価値付ける場面を設定し、自己肯定感を高める。
- ② 学級活動において、生徒が互いのよさを認め合い、尊重しあう活動を位置付け、共感的な人間関係を育成するための研修を行い、教職員の人権感覚を高める。
- ③ 自分の生き方を見つめ、将来について考えることを通して、自己決定力を育成する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策推進

スマートフォンや通信型ゲーム機等の使用について、生徒と保護者への啓発を繰り返し実施する。

3 いじめの早期発見のための手立て

- ① いじめアンケート（記名式・無記名式）の実施による実態把握（5年間保管とする）
- ② 教育相談アンケートによる悩みや不安の把握（学期に1回）
- ③ 「生活設計」の記述内容からの毎日の生徒の状況把握（毎日）
- ④ 気になる生徒の情報交流と共通理解（随時）
- ⑤ 気になる情報についての保護者との情報共有と見守り（随時）

4 学校いじめの未然防止・対策委員会の設置

いじめ未然防止、早期発見、早期対応を実効的かつ組織的に行うため、次の委員より構成される「学校いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。

学校いじめ対策組織

教職員 校長・教頭・生徒指導主事・教育相談コーディネーター・学年主任・養護教諭・学級担任・特別支援コーディネーター（必要に応じて、部活動顧問）

教職員以外 保護者代表・学校評議員・スクールカウンセラー

（必要に応じて、大垣市教育委員会・大垣市いじめ等サポートチーム）

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応に係る年間計画

※校内関係者だけの会議は随時実施する。

月	取組内容	
4月	学校がいじめ防止基本方針をHPに掲載しPTA総会で説明 いじめアンケートの実施（記名式）	江 並 中 人 権 宣 言 の 取 組
5月	学校評議員会で方針の説明 第1回いじめ未然防止・対策委員会	
6月	教育相談 教育相談アンケート実施	
7月	懇談の実施 ネットいじめについての生徒への啓発 県いじめ調査実施 いじめアンケートの実施（記名式）	
8月	職員研修（いじめ防止・教育相談等）	
9月	教育相談	
10月	いじめアンケートの実施（無記名式）	
11月	教育相談アンケート実施 教育相談	
12月	懇談の実施 ハートフル集会 学校評価アンケートの実施 県いじめ調査 いじめアンケートの実施（記名式）	
1月	第2回いじめ未然防止・対策委員会	
2月	教育相談アンケート・いじめアンケートの実施（記名式） 生徒会活動のまとめ 学校評議員の会での評価	
3月	次年度に向けた取組の検討	

6 いじめ問題発生時の対応

- (1) いじめの被害者の立場を尊重し、詳細な事実確認を行う。
- (2) いじめの問題に対して、学年や全校等、組織的に対応する。
- (3) いじめの指導状況を大垣市教育委員会に随時報告し、連携した指導に努める。
- (4) 事実に基づき、生徒への指導と保護者への説明を行う。

- (5) いじめた生徒には、被害者の苦しみを理解させ、反省と謝罪をさせる。
- (6) いじめが傷害や恐喝など悪質な場合は、被害者の保護者と相談の上、警察に届ける。
- (7) いじめの指導が終わった後も、本人を見守り、保護者との継続的な連絡を行う。
- (8) 必要に応じて、大垣市教育委員会教育総合研究所や大垣市いじめサポートチーム等の協力を求めて指導に当たる

※「いじめ解消の定義」

少なくとも次の2つの要件が満たされていること

- いじめにかかる行為が少なくとも3ヶ月以上止んでいること
- 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
(本人、保護者との面談を通じて確認する)

7 学校評価における留意事項

学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- (1) いじめの早期発見の取組に関すること
- (2) いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 保護者の役割

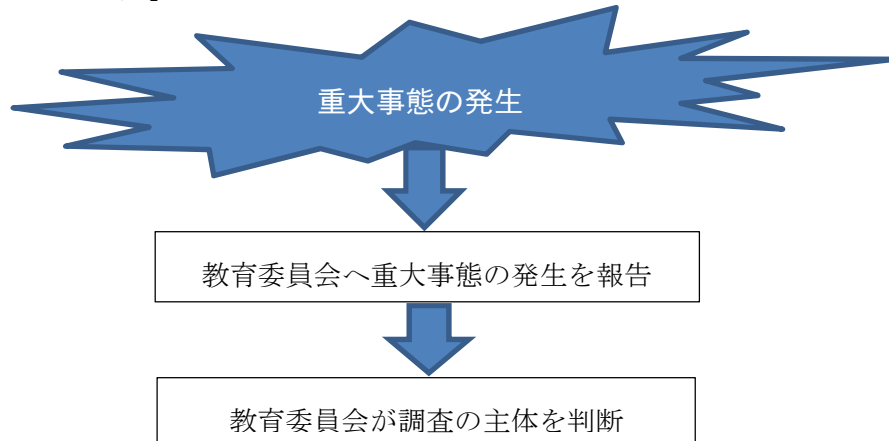
学校は、いじめ防止対策推進法第9条に則り、PTAと連携し、保護者に対して以下のような役割を果たすよう、働きかけを行う。

- (1) 日頃から子どもとの対話を心掛け、子どもの変化や悩み等について親子で話し合ったり、学校に相談したりしながら、子どもへの支援に努める。
- (2) いじめを正しく認識するとともに、子どもに対し、いじめは許されない行為であることを説明し、十分理解できるように努める。
- (3) いじめが疑われるような情報を得たときは、安易に判断せず、子どもに無関心な立場をとらせるのではなく、深刻ないじめに陥らないようくい止める勇気をもつことや、学校に相談することなどを助言するよう努める。
- (4) 我が子の周囲でいじめが疑われるような場面を見たときは、その場で一声かけるように努めるとともに、学校への情報提供をするように心掛ける。
- (5) 子どもがいじめをしてしまった場合は、保護者としての責任の取り方を子どもに示すよいチャンスととらえ、被害生徒と保護者に謝罪するとともに、帰宅後には改めて子どもに事の重大さを諭すことに心掛ける。
- (6) 子どもがいじめを受けた場合は、学校等とも相談しながら、子どもの心に寄り添い、問題を乗り越えることができるよう支援する。
- (7) 日頃から携帯電話やスマートフォン等の正しい使用について親子で話し合いをもち、ネット上の誹謗・中傷などを絶対にしない約束づくりに努める。

9 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合、速やかに大垣市教育委員会に報告し、「重大事態対応フォロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「学校いじめ未然防止・対策委員会」を開催し、事実に応じて適切な専門家を加えるなどして対応するとともに、関係機関との連携を図る。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

【重大事態対応フロー図】



学校が調査主体の場合

学校に重大事態の調査組織を設置

- ※「学校いじめ未然防止・対策委員会」が調査組織の母体となる。
- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者の関係者との直接の人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める

事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※ 事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。

いじめを受けた生徒及びその保護者へ適切な情報提供

- ※ 関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
- ※ 調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ちそのむねを調査対象の生徒や保護者に説明をする。

調査結果を教育委員会に報告

- ※ 希望があれば、いじめを受けた生徒または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

- ※ 調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。
- ※ 再発防止に向けた取組の検証を行う。

いじめ対応マニュアル

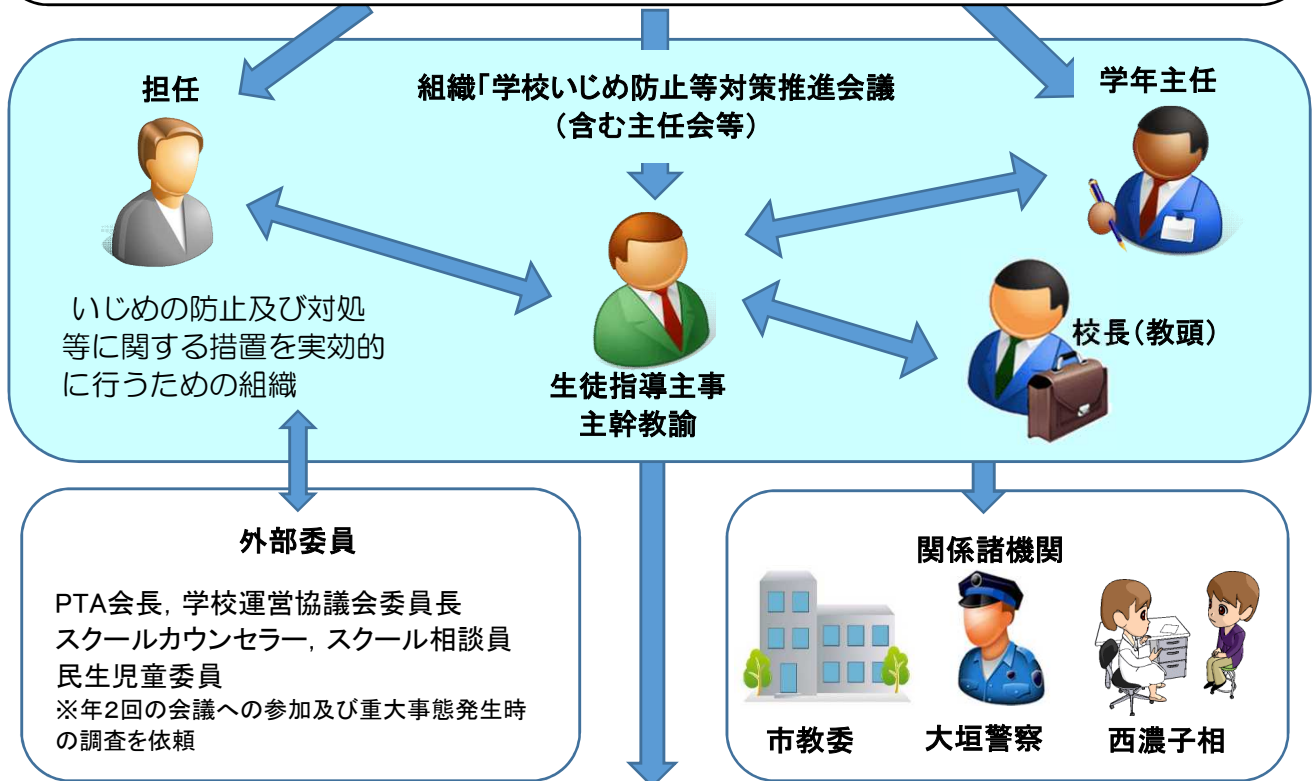
大垣市立江並中学校

「いじめ現場を発見」「いじめの訴え(保護者・本人等)があった」「いじめの情報を得た」場合の対応

- ◆いじめ現場を発見
- ◆本人からの訴え(アンケートや生活ノート等を含む)
- ◆本人や保護者からの訴え
- ◆上記以外からの情報提供

①発見

学級内で発生した軽微ないじめは、担任や教科担任にて調査・指導した上で組織(校長)へ報告



【②調査(聞き取り)→情報の整理】

- ◆被害生徒及び加害生徒及び周囲で見ていた生徒などより、聞き取りをする。
 - ※聞き取りは、複数の教職員で分担し行う。
 - ※生徒が安心して話せる場所にて行う。
 - ※情報提供者についての秘密を厳守する。(その後の報復がないよう配慮)
- ◆確認した事実を突き合わせ、事実関係を明確にする。
 - ※双方の事実が合わない場合は、周りで見っていた生徒等第三者による聞き取り内容を提示したり、双方に事実齟齬の内容を示したりすることで、事実を導き出す。

【③事後対応】

- ◆被害生徒→本人のケア(カウンセリング等), 保護者への報告, 家庭訪問等の対応
翌日以降の学校職員等による安全確保体制の確立
- ◆加害生徒→保護者への報告(事実の報告と今後の対応の協力要請)
※事案によっては、関係諸機関との連携により対応
- ◆学級及び学年, 全校への指導(事実報告と再発防止)

いじめ対応フロー図

～いじめ問題発生時の組織的な対応～

大垣市立江並中学校

① 発見

担任・教科担任・部活動顧問・養護教諭 等

- いじめの現場を発見
- 本人からの訴え(アンケート・生活の記録等)
- 本人の保護者からの訴え
- 上記以外からの情報提供

報告 (口頭・記録)

学年主任

報告 (口頭・記録)

主幹教諭・生徒指導主事

報告 (口頭・記録)

校長・教頭(管理職)

招集

② 聞き取り

複数の職員で対応

- 関係者から丁寧に話を聞く。
- できる限り多くの情報を得る。
- 聞き取り内容(いつ・どこで・誰が・何を・どのように等)を明確に定めておく。

【聞き取りの際の注意事項】

- ・児童生徒が安心して話せる人や場所に配慮する。
- ・関係者からの情報に食い違いがないかを確認する。
- ・情報提供者についての秘密を厳守し、報復等が起こらないよう細心の注意を払う。

記録にて報告

市町村教育委員会
警察署
子ども相談センター 等

④ 組織対応 「学校いじめ対策組織」

報告・情報の整理・共有

対応方針の決定

指導・対応者編成
事案の状況により、対応者の決定
(担任・学年主任・生徒指導主事・養護教諭等)

■メンバー

・校長、教頭、主幹教諭、
教務主任、生徒指導主事、
当該学年主任、当該担任、
教育相談担当教諭、養護
教諭 等

■初期の組織対応

- (1)情報の整理と共有
 - ・いじめの態様
 - ・聞き取り状況 等
- (2)対応方針の決定
 - ・本人のケア
 - ・関係者への指導 等

助言

【外部専門家】

- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・弁護士・医師
- ・警察官経験者 等

適宜連絡
連携

保護者

報告
指導

市町村
教育委員会

相談
支援

警察
子ども相談
センター

報告
共通理解

職員会議

いじめ解消に向けた指導